

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

目次 ページ

## 規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1

## 規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年3月31日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第49号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第14条の3第1項中「第73条の27の4第2項、第73条の27の5第3項、第73条の27の6第2項」を「第73条の27の4第3項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第3項、第73条の27の7第2項」に改める。

第49条の2の2の見出しを「(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等)

**第49条の2の3** 条例第44条の10の3第1項の規定による減額の決定、同条第4項の規定による還付又は同条第5項の規定による充当は、総合振興局長等が行うものとする。

2 前条第2項の規定は、条例第44条の10の3第6項の規定により申請し、又は申告する場合について準用する。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定により減額の決定をした場合又は同項の規定により還付し、若しくは充当する場合について準用する。

第49条の3第1項中「第44条の10の3第1項」を「第44条の10の4第1項」に改め、同条第2項中「第44条の10の3第6項」を「第44条の10の4第6項」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「第49条の2の2第3項」に改める。

第49条の4第1項中「第44条の10の4第1項」を「第44条の10の5第1項」に改め、同条第2項中「第44条の10の4第6項」を「第44条の10の5第6項」に改める。

第49条の4の2の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第1項中「第44条の10の5第1項」を「第44条の10の6第1項」に改め、同条第

2項中「第49条の4第2項」を「前条第2項」に、「第44条の10の5第6項」を「第44条の10の6第6項」に改める。

第49条の4の3第1項中「第44条の10の6第1項」を「第44条の10の7第1項」に改め、同条第2項中「第44条の10の6第6項」を「第44条の10の7第6項」に改める。

第49条の7第1項第12号中「第44条の10の5第1項」を「第44条の10の6第1項」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に、「第5条第2項第4号ロ」を「第5条第3項」に改める。

第67条の7第1項の表中「1,000分の11.55」を「1,000分の11.88」に、「1,000分の7.35」を「1,000分の7.56」に、「1,000分の4.2」を「1,000分の4.32」に改める。

第89条の見出しを「(主たる事務所又は事業所を移転した場合の承認の申請の却下)」に改める。

附則第21項第1号ウ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改め、同号カ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附則第22項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附則第27項中「第3項」を「第2項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「又は第5項」を「、第5項」に、「の規定の適用が」を「、第6項又は第7項の規定の適用が」に、「の規定により」を「、第6項又は第7項の規定により」に改める。

別記第2号様式の4の2(1葉)(裏)注意4の事項及び5の事項中「2の異議申立て」を「3の異議申立て」に改める。

別記第35号様式の5その3摘要1の事項を次のように改める。

摘要 1 差押財産について、登記(登録)又は仮登記(仮登録)がされていた場合にはその年月日と受付番号を、仮差押え又は仮処分がされていた場合にはその年月日と事件番号を「差押財産」欄に併せて記載する。

別記第35号様式の21その2摘要3の事項中「第14条の4第9項」を「第16条の4第9項」に改める。

別記第35号様式の51注意1の事項中「滞納に」を「滞納処分に」に改め、同様式注意3の事項及び4の事項中「1の異議申立て」を「2の異議申立て」に改め、同様式摘要の事項に次の1事項を加える。

5 換価財産が債権であるときに使用する場合は、この様式中「売却決定年月日」とあるのを「取立年月日」と訂正して使用すること。

別記第61号様式の2(裏)記載要領1の事項及び2の事項中「1/4税率」を「20/100税率」に、「1/2税率」を「40/100税率」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北海道税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第49条の7第1項第12号の規定は、この規則の施行の日（附則第4項において「施行日」という。）以後の同号に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 この規則による改正前の北海道税条例施行規則（附則第5項において「改正前の規則」という。）第49条の7第1項第12号の規定は、同号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「条例第44条の10の5第1項」とあるのは「北海道税条例の一部を改正する条例（平成26年北海道条例第82号）による改正前の北海道税条例（以下この号において「旧条例」という。）第44条の10の5第1項」と、「農地保有合理化法人等のうち農業経営基盤強化促進法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この号において「旧農地保有合理化法人」という。）のうち同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」と、「当該農地保有合理化法人等」とあるのは「当該旧農地保有合理化法人」と、「条例第44条の10の5第1項」とあるのは「旧条例第44条の10の5第1項」とする。

4 改正後の規則第67条の7第1項の規定は、施行日以後に指定金融機関（収納代理金融機関を含む。）に払い込まれた北海道税収入証紙の売りさばき代金（施行日以後の売りさばきに係るものに限る。）に係る売りさばき手数料から適用する。

5 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。